

第3章 整備マニュアル

1 廊下等 (屋内・一般基準)

基本的な考え方

廊下については、利用者の利便や緊急時の避難などを考慮して、できるだけ分かりやすく計画し、通行しやすいものとなることが望めます。

また、通行の支障とならないよう、壁面からの突起物はできるだけなくし、高齢者、障害のある方等の通行の安全等に配慮することが必要です。

< 1 > 整備基準一覧

整備対象	● 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（用途によっては、多数の者）が利用する全ての廊下等（道等から利用居室等までの経路上以外の廊下等も含む。）が対象です。 ● 道等から利用居室等までの経路上の廊下等については、「9-3 道等から居室等までの経路（廊下等）」の基準も適用されるため、併せて御確認ください。
------	---

施設	● 整備基準		具体的な整備内容と 解説・補足
	法対象 (特別特定建築物)	条例対象 (特定建築物)	
(1) 床の仕上げ	廊下等の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 《令第11条第1号》	同左 《条例 別表2第1項》	🔊 具体的な整備内容 ・廊下等の表面は、滑りにくい仕上げとする。 ＜解説・補足＞ ・雨滴等に濡れても滑りにくい仕上げ、材料を採用する。
(2) 点状ブロックの敷設	段又は傾斜路がある部分の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。 ※不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。 ※視覚障害者の利用上支障がないものとして以下のいずれかに該当する場合を除く。 ①勾配が1/20以下の傾斜路 ②傾斜路の勾配が1/12以下で、かつ、高さが16cm以下の傾斜路 ③主として自動車の駐車のために供する施設に設ける傾斜路	同左	🔊 具体的な整備内容 ・点状ブロック等は、段又は傾斜路の全幅、かつ段又は傾斜路の上端から30cm程度の位置に敷設する。 ・点状ブロックは、JIS T9251による突起の形状、寸法及び配列とする。 ＜解説・補足＞ ・点状ブロック等とは、床面に敷設されるブロックその他これらに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。 ・段の存在を知らせることにより、視覚障害者が誤って転落しないよう、点状ブロックは上記

第3章 整備マニュアル 1 廊下等(屋内・一般基準)

	④傾斜がある部分と踊り場の部分に連続して手すりを設けた傾斜路		の位置に適切に敷設する。
	≪令第11条第2号≫ ≪令第13条第4号≫ ≪告示1497号第1、第2、第3≫ ≪条例第24条第2号≫ ≪条例規則第14条≫	≪条例 別表2 第2項 第5号≫ ≪条例別表2 第3項 第4号≫	・点状ブロックと周囲の床との輝度比を確保し、視覚障害者が点状ブロックを容易に識別できるよう工夫する。そのため、点状ブロックは、黄色のタイル状又はシート状のものとすることが望ましい。 ・本規定は、不特定かつ多数の者又は主として視覚障害者が利用する施設に適用されるが、特定利用の施設であっても、計画によっては、規定を適用される場合がある。(例：老人ホーム等における、一般来客者が利用する部分等)

< 2 > 努力基準一覧

努力基準	
箇所 (番号は表< 1 >に合わせています)	内容
(3) その他	◎幅は180cm以上とする。ただし、50m以内ごとに車椅子のすれ違いに支障がない場所を設ける場合にあっては、140cm以上とすることができる。 ◎側面に、廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講ずる。 ◎視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう、廊下等に突出物を設けないか、その他の必要な措置を講ずる。 ◎高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設ける。 ◇廊下等の曲がり角にすみ切りを設ける。 ◇見通しを確保するなど、利用者同士の衝突防止のための配慮を行う。 ◇曲がり角は、車椅子使用者の通行に支障のない構造とする。 ◇手すりを設ける。 ◇手すりは、できる限り連続して設ける。 ◇(道等から居室等の経路外であっても)有効幅員は、120 cm以上とする。

< 2 > の凡例：◎…建築物移動等円滑化誘導基準 ○…条例規則 ◇ …その他の望ましい基準

※ 条例等で既に規定している基準及び告示による緩和は省略しています。

2 階段（屋内・一般基準）

基本的な考え方

階段は、利用者にとって身体的負担が大きくなる場所であるとともに、転落、転倒等の危険性の高い場所であることから、誰もが安全かつ円滑に利用できる構造とする必要があります。

また、視覚障害のある方の転落防止をはじめ、高齢者、障害のある方の昇降のしやすさに対する配慮が求められます。

さらに、屋外階段でも日常利用されるものについては、屋内階段と同様に配慮することが望まれます。



< 1 > 整備基準一覧

整備対象	- 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（用途によっては、多数の者）が利用する<u>屋内の階段（段を含む。）</u>が対象です。 - 屋外の階段（段）についての整備基準は、「7敷地内通路」を参照してください。 - 非常錠で施錠された避難専用の階段、スタッフ専用の区画になる階段は整備対象となりませんが、同様に対応することが望ましいです。
------	---

施設	● 整備基準		具体的な整備内容と 解説・補足
箇所	法対象 (特別特定建築物)	条例対象 (特定建築物)	
(1) 手すり	踊り場を含め、手すりを設けること。 《令第12条第1号》 《条例24条第1号》	同左 《条例別表2 第2項 第1号》	㊦ 具体的な整備内容 - 手すりは、階段・段の途中からではなく、踊り場を含め、階段・段の始まりから終わりまで連続して設置する。 - 手すりを壁面に設置する場合は、壁面と手すりの空きを4～5cm確保し、手すりをしっかり握ることができるようにする。 <解説・補足> - 踊り場も含め、手すりの設置が必要な理由は以下による。 ➢ 法対象：令第12条第1号では、手すりの設置範囲から踊り場部分が除かれているが、付加基準である条例第24条第1号により踊り場にも手すりの設置を求めているため ➢ 条例対象：条例別表2第2項で規定する「階段」には、踊り場も含むため - 手すりは、幼児等の転落防止に配慮した形状とする。

(2) 表面の 仕上げ	踏み面や踊り場の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを。 《令第12条第2号》	同左 《条例 別表2第2項第2号》	 具体的な整備内容 ・踏み面や踊り場の表面は、滑りにくい仕上げとする。
(3) 段の識別	踏み面の端部とその周囲の部分との色の明度等の差を大きくすることにより、段を容易に識別できるものとする。 《令第12条第3号》	同左 《条例 別表2第2項第3号》	 具体的な整備内容 ・段の端部にはノンスリップや見切り等を設置する、段鼻を目立つように着色等することで、段を容易に識別できるものとする。 <解説・補足> ・段を識別しやすくすることにより、転落事故を防止する。
(4) 段の構造	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けないこと等により、つまずきにくい構造とすること。 《令第12条第4号》	同左 《条例 別表2第2項第4号》	 具体的な整備内容 ・蹴込みは2cm以下とする。 ・段鼻は突き出さない。 ・蹴込み板を設ける。 <解説・補足> ・同一階段内で、蹴上げ及び踏み面の寸法を変えない。
(5) 点状 ブロックの 敷設	段がある部分の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。 ※不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。 《令第12条第5号》 《告示1497号第2号》 《条例24条第2号》 《条例規則第14条》	同左 《条例 別表2第2項第5号》	 具体的な整備内容 ・点状ブロック等は、段の全幅、かつ段の上端から30cm程度の位置に敷設する。 ・点状ブロックは、JIS T9251による突起の形状、寸法及び配列とする。 <解説・補足> ・点状ブロック等とは、床面に敷設されるブロックその他これらに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。 ・段の存在を知らせることにより、視覚障害者が誤って転落しないよう、点状ブロックは上記の位置に適切に敷設する。 ・点状ブロックと周囲の床との輝度比を確保し、誰もが点状ブロックを容易に識別できるよう工夫する。そのため、点状ブロックは、黄色のタイル状又はシート状のものとすることが望ましい。 ・本規定は、不特定かつ多数の者又は主として視覚障害者が利用する施設に適用されるが、特定利用の施

			設であっても、計画によっては、規定を適用される場合がある。(例：老人ホーム等における、一般来客者が利用する部分等)
(6) 階段の形状	主たる階段は、回り階段でないこと。 《条例 24 条第 3 号》	同左 《条例 別表 2 第 2 項 第 6 号》	＜解説・補足＞ ・視覚障害者は、頭の中で、常に自分の向いている方向を意識しながら進んでおり、回り階段は、視覚障害者が方向を見失ったり、踊面の寸法が内側と外側で異なるために段を踏み外すなど、昇降動作と回転動作が同時に発生するため危険が生じやすい。 ・「主たる階段」とは、整備基準に適合した代表的な階段のみを指すのではなく、施設内の移動において主に利用される可能性の高い全ての階段をいう。

＜2＞努力基準一覧

施 設	努 力 基 準
箇 所 (番号は表＜1＞に 合わせています)	内 容
(1) 手すり	◎左右両側に手すりを設ける。 ○幅が 3m 以上の場合は、左右両側及び段がある部分の間にも手すりを設ける。 ○手すりに、当該階段が通じる階を点字により表示する。 ◇点字を読めない視覚障害者もいるため、点字表示とともに、浮き彫り文字や音声による案内誘導を併用する。 ◇階段の手すりの端部は歩き始めの安定確保や視覚障害者の利用への配慮のため、45cm 以上の長さの水平部分を設ける。 ◇利用者の身長の高低差に配慮し、手すりを 2 段設置する。
(4) 段の構造	◎蹴上げ 16cm 以下、踏み面 30cm 以上とする。 ○蹴上げ 16cm 以下、踏み面 30cm 以上とし、それぞれ各段において同一の寸法とする。 ◎○幅は 140cm 以上とする。ただし、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が 10cm を限度として、ないものとみなして算定することができる。
(5) 点状ブロックの敷設	○段の上端に加え、段の下端にも点状ブロック等を敷設する。
(6) 階段の形状	◇主たる階段以外の階段であっても回り階段としない。

＜2＞の凡例：◎…建築物移動等円滑化誘導基準 ○…条例規則 ◇ …その他の望ましい基準

※ 条例等で既に規定している基準及び告示による緩和は省略しています。

図2-1 階段

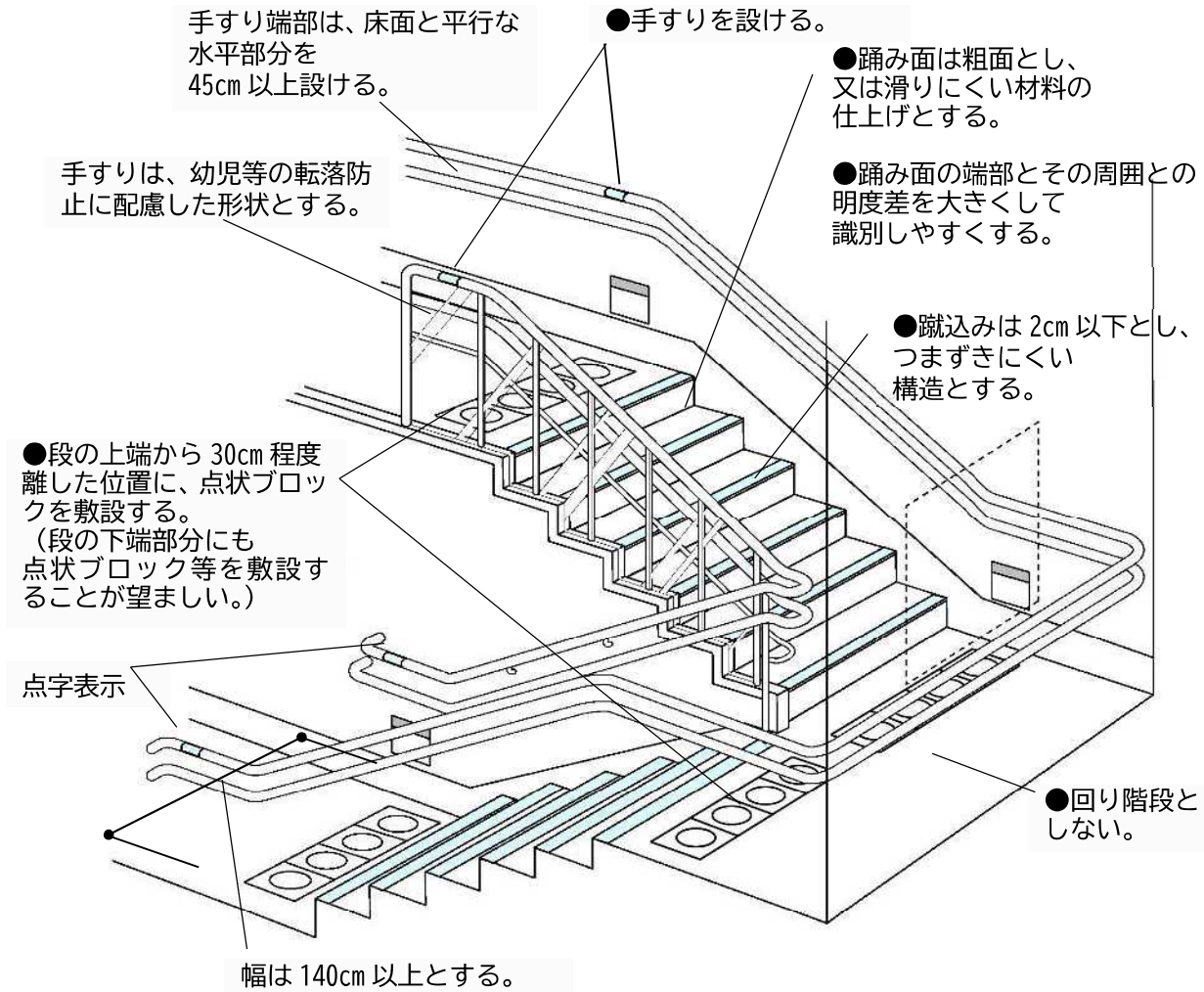


図2-2 段の構造

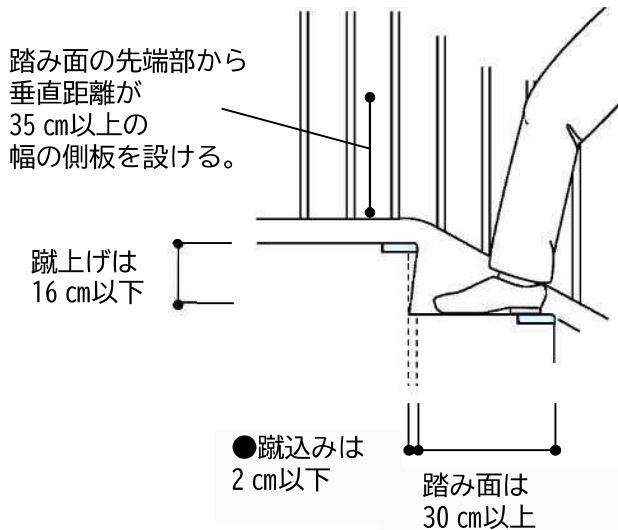
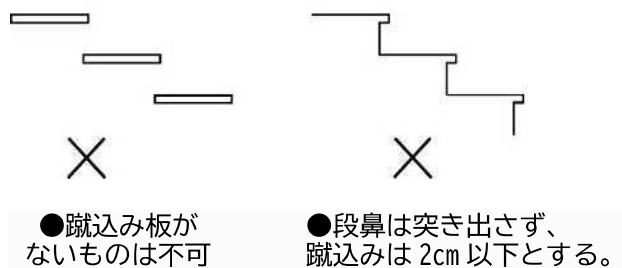


図2-3 蹴込み・段鼻の構造



視覚障害のある方の声



弱視者にとって、ステンレス製の点状ブロックは、存在を識別できません。点状ブロックはステンレス製ではなく、黄色のシート又はタイル状のものを採用してもらいたいです。また、周りの床、壁とは同色にせず、点状ブロックを目立たせてほしいです。

凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

図2-4 回り階段の禁止

階段の設計例 (○と×)

●回り階段としない。

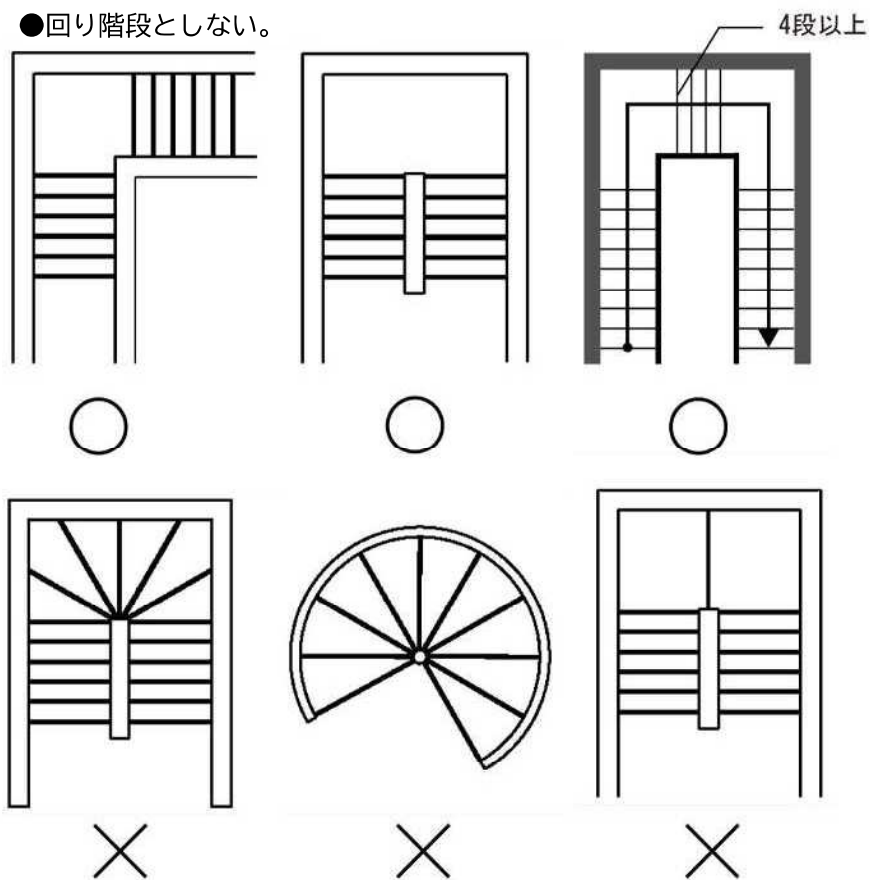
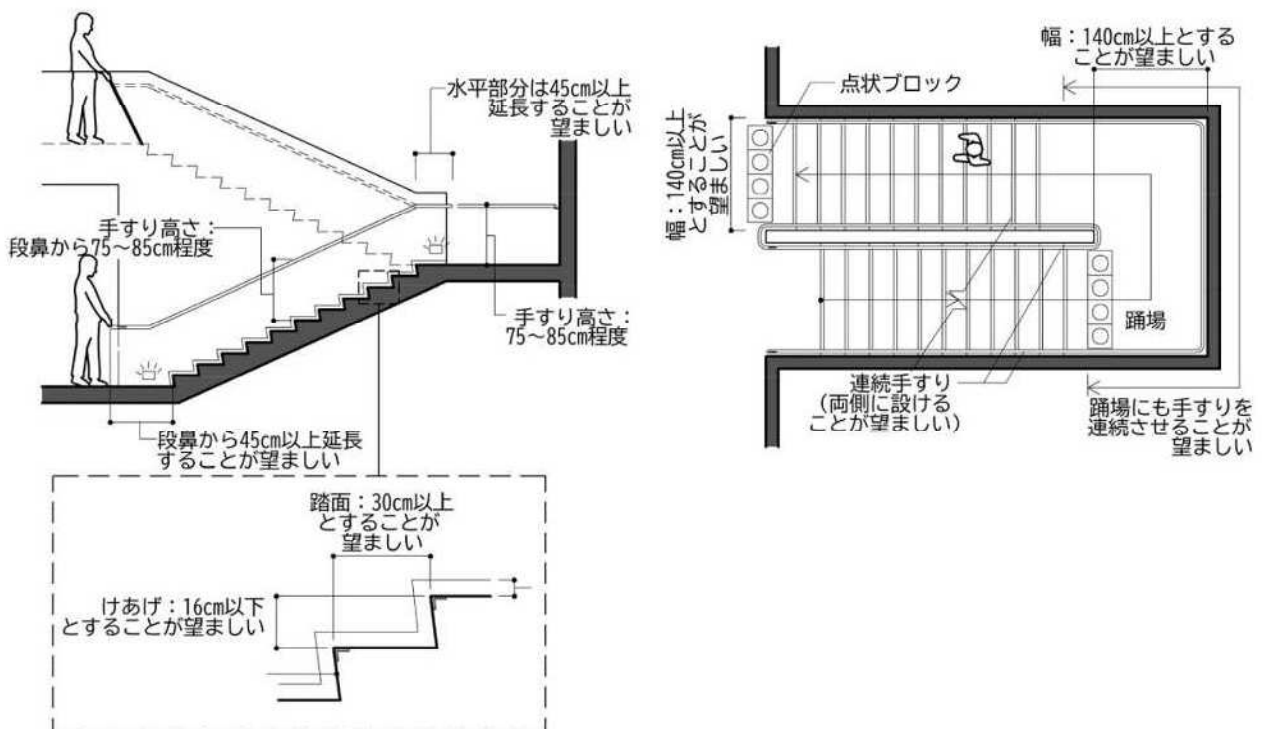


図2-5 望ましい階段の寸法(参考図)



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

図2-6 手すりと有効幅員(参考図)

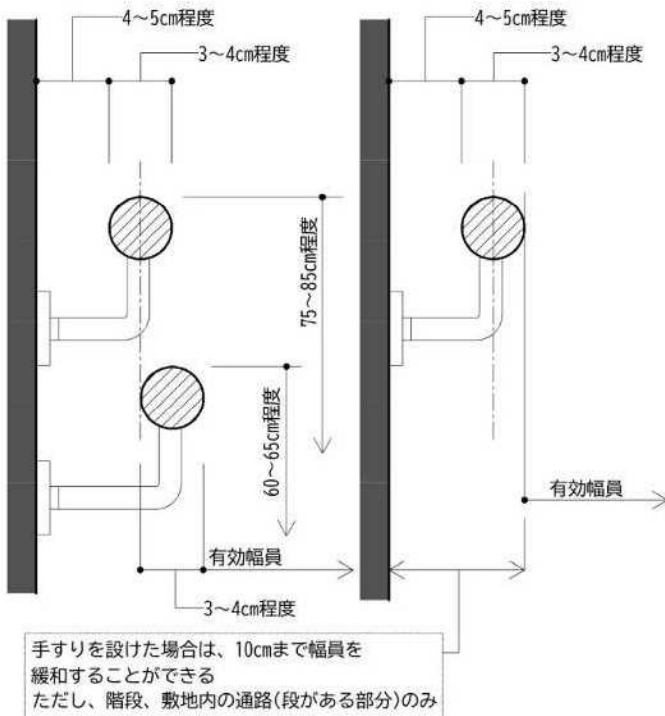
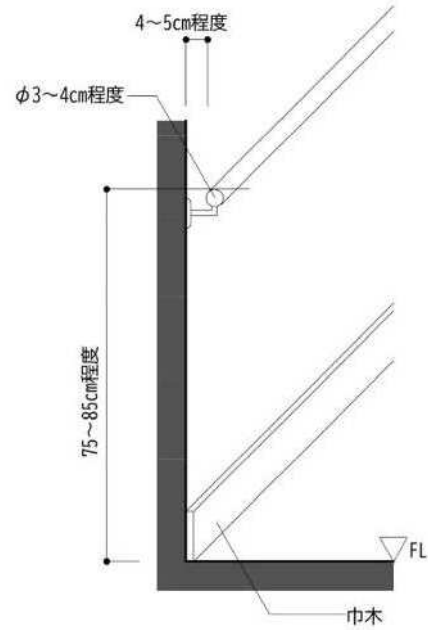


図2-7 壁面の設置例(参考図)



視覚障害のある方の声

階段の手すりは、大変重要です。

私達は、手すりを頼りに階段の上り下りをします。階段を下りていた時に段の最後まで手すりがなく、階段部分が終わったと思い、段を踏み外して、転落したことがあります。

階段には、段部分全体と踊り場にはもちろん、段の前後の水平部分にも手すりを延長してほしいです。



図2-8 手すりの文字表示(参考図)

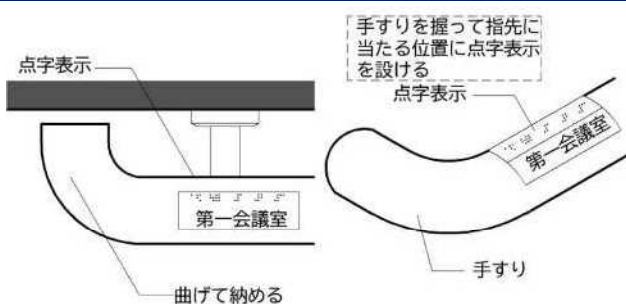
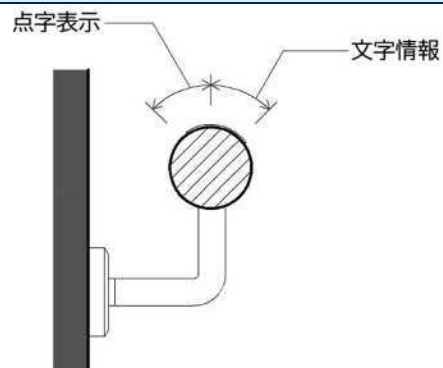


図2-9 手すりの点字(文字情報)表示(参考図)



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

3 傾斜路 (屋内・一般基準)

基本的な考え方

傾斜路は、車椅子を使用されている方はもとより、高齢者やベビーカーの通行にも有効です。

また、安全かつ円滑に通行できるよう、適切な勾配や有効な幅員を確保し、踊り場や手すりの設置に配慮する必要があります。



< 1 > 整備基準一覧

整備対象	● 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（用途によっては、多数の者）が利用する<u>屋内の全ての傾斜路が対象</u>です。 ● 道等から利用居室等までの経路上の傾斜路については、「9-4 道等から居室等までの経路（傾斜路）」の基準も適用されるため、併せて御確認ください。 ● 屋外の傾斜路についての整備基準は、「7敷地内通路」を参照してください。 ● <u>勾配が1/20以下の傾斜については、傾斜路ではなく平場として扱うため、整備対象となりませんが、同様に対応することが望ましいです。</u>
------	--

施設	● 整備基準		具体的な整備内容と 解説・補足
箇所	法対象 (特別特定建築物)	条例対象 (特定建築物)	
(1) 手すり	勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 ※「令第13条第1号」	同左 ※「条例 別表2第3項第1号」	🔊 具体的な整備内容 ・手すりは、傾斜部分の途中からではなく、傾斜の始まりから終わりまで、連続して設置する。 ・手すりを壁面に設置する場合は、壁面と手すりの空きを4～5cm確保し、手すりをしっかり握ることができるようにする。 <解説・補足> ・傾斜路が、道等から居室等までの経路上にある場合は、勾配に関わらず、傾斜路（踊り場も含む）に手すり設置が義務付けられる。（「9-4 道等から居室等までの経路（傾斜路）(4)手すり」P144参照。） ・手すりは、幼児等の転落防止に配慮した形状とする。
(2) 床面の	床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	同左	🔊 具体的な整備内容 ・床面は、滑りにくい仕上げとする。

仕上げ	《令第13条第2号》	《条例 別表2 第3項第2号》	
(3) 床面の色	傾斜路とその前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものとする。 《令第13条第3号》	同左 《条例 別表2 第3項第3号》	🔊 具体的な整備内容 ・色や仕上げを変える、又は見切り設置を行う等により、傾斜路部分と前後の平場部分は識別しやすくする。 <解説・補足> ・傾斜路の勾配が緩やかであっても、傾斜路で足がすくむ等して転倒するのを防ぐため、傾斜路の存在を識別しやすくすることは重要である。
	傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。 ※不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。 ※視覚障害者の利用上支障がないものとして以下のいずれかに該当する場合を除く。 ①勾配が1/20以下の場合 ②勾配が1/12以下で、かつ、高さが16cm以下の場合 ③主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの ④傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの 《令第13条第4号》 《告示1497号第1、第3号》	同左 《条例 別表2 第3項第4号》	🔊 具体的な整備内容 ・点状ブロック等は、傾斜路の全幅、かつ傾斜路の上端から30cm程度の位置に敷設する。 ・点状ブロックは、JIS T9251による突起の形状、寸法及び配列とする。 <解説・補足> ・点状ブロック等とは、床面に敷設されるブロックその他これらに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。 ・傾斜路の存在を知らせることにより、視覚障害者が誤って転倒しないよう、点状ブロックは上記の位置に適切に敷設する。 ・点状ブロックと周囲の床との輝度比を確保し、誰もが点状ブロックを容易に識別できるよう工夫する。そのため、点状ブロックは、黄色のタイル状又はシート状のものとすることが望ましい。 ・本規定は、不特定かつ多数の者又は主として視覚障害者が利用する施設に適用されるが、特定利用の施設であっても、計画によっては、規定を適用される場合がある。(例：老人ホーム等における、一般来客者が利用する部分等)

< 2 > 努力基準一覧

努 力 基 準	
箇 所 (番号は表< 1 > に合わせています)	内 容
(1) 手すり	◎高さが16cmを超える傾斜がある部分には、左右両側に手すりを設ける。 ○左右両側に手すりを設ける。
(5) その他	◎幅は、階段に代わるものにあつては150cm以上、階段を併設するものにあつては120cm以上とする。 ◎（道等から居室等の経路外であっても）勾配は、1/12以下とする。 ◎（道等から居室等の経路外であっても）高さ75cm以内ごとに踏み幅が150cm以上の踊り場を設ける。 ◇（道等から居室等の経路外であっても）傾斜がある部分の前後に平坦な部分（方向変換が必要な場合、140cm角又は直径150cmの内接円、方向変換が不要な場合、奥行きが120cm以上）を設ける。 ◇（道等から居室等の経路外であっても）両側に側壁又は5cm以上の立ち上がりを設ける。

< 2 > の凡例：◎…建築物移動等円滑化誘導基準 ○…条例規則 ◇ …その他の望ましい基準

※ 条例等で既に規定している基準及び告示による緩和は省略しています。

※移動等円滑化経路上の傾斜路は9-4の図参照

図3-1 傾斜路

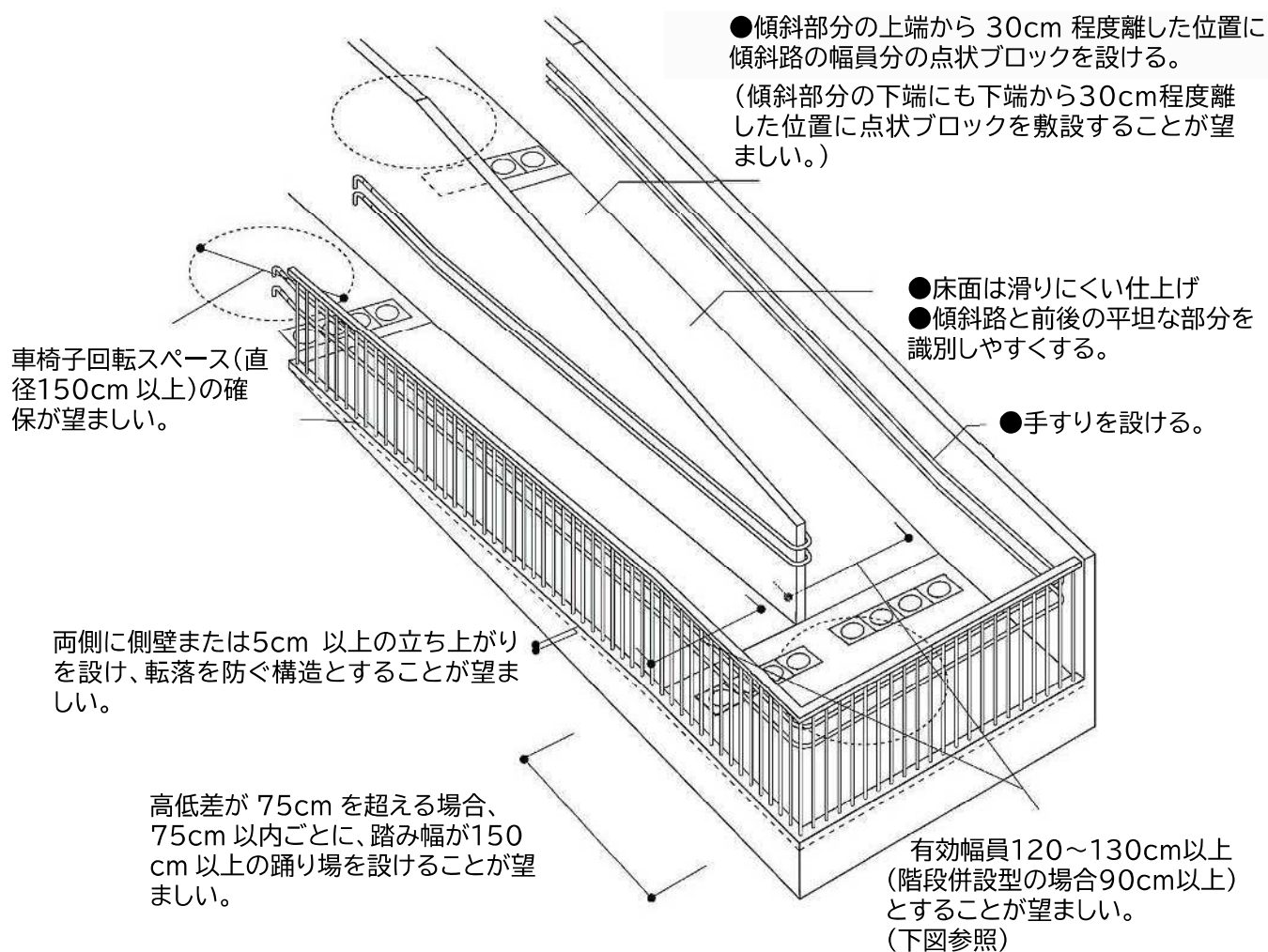
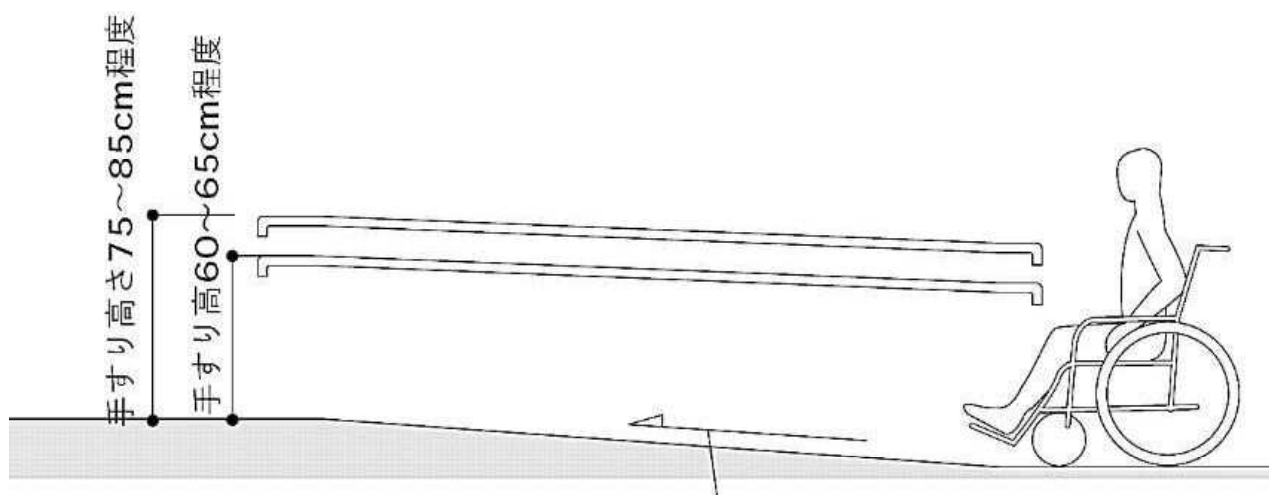
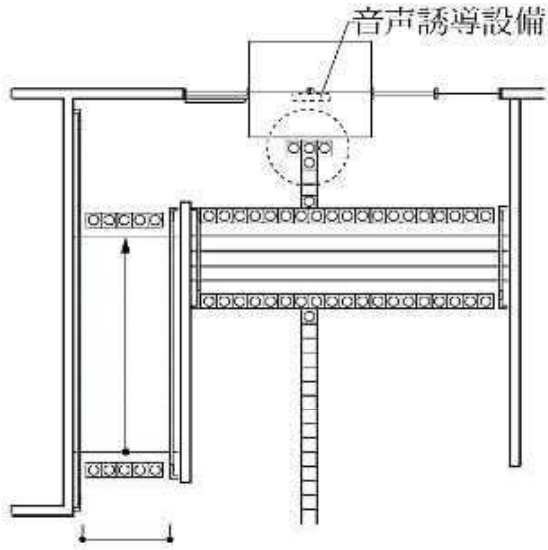


図3-2 手すりの設置高さ(参考図)



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

図3-3 階段併設型の例(参考図)



90cm 以上が望ましい

図3-4 手すりの構造(参考図)

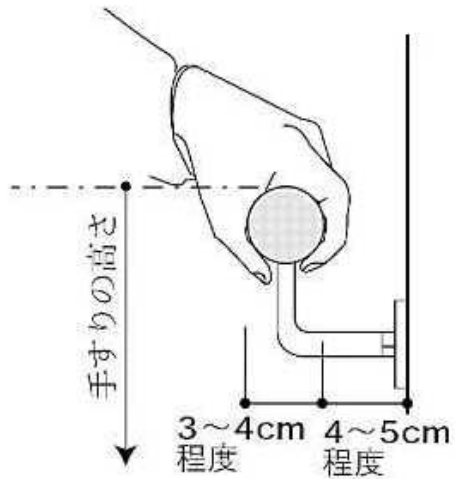
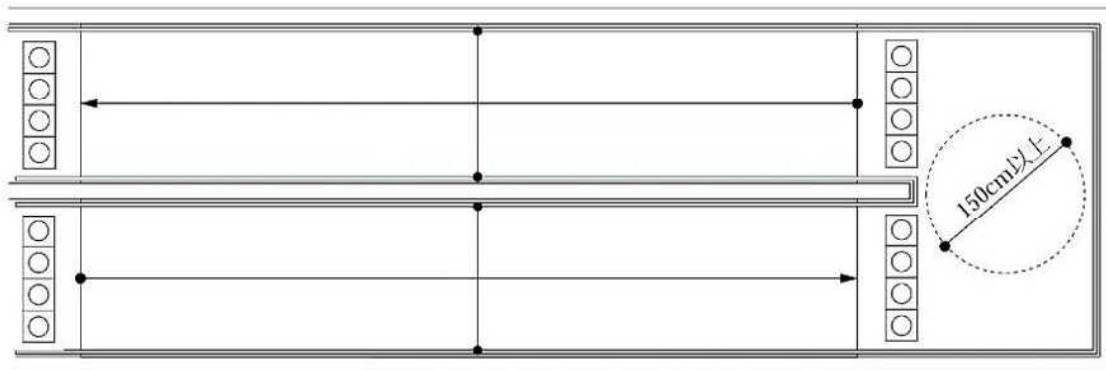


図3-5 平坦な部分及び点状ブロック(参考図)



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

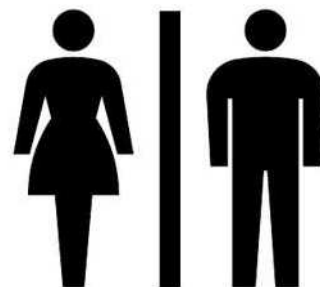
4 便所

基本的な考え方

便所は、外出先で誰もが使う日常施設であり、障害のある方や乳幼児を同伴している方等、動作障害を伴う様々な方への対応が求められます。

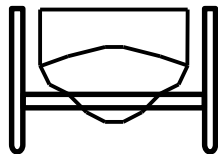
また、便所・便房の計画では、施設用途や規模のほか、多様な利用者を十分に把握・想定し、利用者にとって必要な設備、便房数、面積等の確保を行うことが必要です。

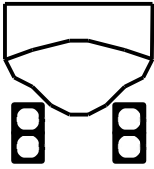
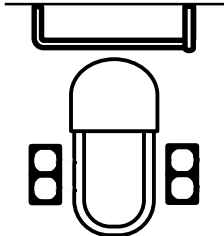
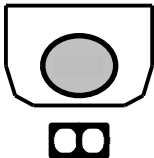
そのほか、特定の便房に利用者が集中することを避けるため、オストメイト対応設備や乳幼児設備など、各種設備・機能便所全体に適切に分散配置することも重要です。



< 1 > 整備基準一覧

整備対象	● 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（用途によっては、多数の者）が利用する便所が対象です。 ● スタッフ専用の区画になる便所は整備対象ではありませんが、対応することが望ましいです。
------	---

施設	● 整備基準		具体的な整備内容と 解説・補足
箇所	法対象 (特別特定建築物)	条例対象 (特定建築物)	
(1) 床の表面の仕上げ	床面は、滑りにくい材料で仕上げる。 《条例 25 条第 1 項》	同左 《条例 別表 2 第 4 項 第 1 号》	🔊 具体的な整備内容 ・便所の床の表面は、滑りにくい仕上げとする。
(2) 車椅子使用者用便房等の種類及び規模等	共用の便所を設ける場合の種類及び規模等は、「< 3 > 共用便所の種類及び規模等」P 77 のとおりとする。		
(3) 男性用小便器	男性用小便器を設ける場合は、以下のものをそれぞれ 1 以上設けること。 ・床置き式または壁掛式（受け口の高さが 35cm 以下のものに限る。）等で、手すりを設けたもの ・足踏み部分に 15cm 角の点状ブロック等を敷設したもの 《令第 14 条第 2 項》 《条例第 25 条第 4 項》 《条例第 25 条第 8 項》	男性用小便器を設ける場合は、以下のものをそれぞれ 1 以上設置する。 ・床置き式等で、手すりを設けたもの ・足踏み部分に 15cm 角の点状ブロック等を敷設したもの 《条例 別表 2 第 4 項 第 3 号》 《条例 別表 2 第 4 項	🔊 具体的な整備内容 ・下図のように、手すりを設ける。  ※法対象においては、低リップ型（受け口の高さは、35 cm 以下）の小便器に手すりを設けること。 ・下図のように、15 cm 角の点状ブロック

		第7号»	を左右2枚ずつ敷設する。  ・男性用小便器が複数ある場合は、手すりと点状ブロックは分けて設ける。その場合、入口に近い方の便器に点状ブロックを敷設し、その隣の便器に手すりを設ける。
(4) 和式便器	和式便器を設ける場合は、以下のものをそれぞれ1以上(男女の別がある場合は、それぞれ1以上)設けること。 ・手すりを設けたもの ・足踏み部分に15cm角の点状ブロック等を敷設したもの «条例第25条第5項»	同左 «条例 別表2 第4項 第4号» «条例 別表2 第4項 第7号»	 具体的な整備内容 ・下図のように、手すりを設ける。 ・下図のように、15cm角の点状ブロックを左右2枚ずつ敷設する。 
(5) 腰掛便座を設けた便房(車椅子使用者用便房を除く。)	腰掛便座を設けた便房(車椅子使用者用便房を除く。)を設ける場合は、そのうち1以上(男女の別がある場合は、それぞれ1以上)に手すりを設けること。 «条例 25 条第6項»	同左 «条例 別表2 第4項 第5号»	 具体的な整備内容 ・L型手すりを設置する。 ・L型手すりの横手すりの設置位置は、便座高さ+20~25cm程度、縦手すりの設置位置は、便器先端から25cm程度とする。 <解説・補足> ・車椅子使用者用便房を除く1以上の腰掛便座を設けた便房に、立ち座りや移動、姿勢の維持の際にしっかりと掴めるようL型手すりを設ける。 ・縦手すり+カウンター(棚板)での代用は、L型手すりとはみなさないため、原則避けること。
(6) 洗面器又は手洗器	洗面器又は手洗器を設ける場合は、以下のものをそれぞれ1以上(男女の別がある場合は、それぞれ1以上)設けること。 ・レバー式又はセンサー式等の水栓を設けたもの ・足踏み部分に15cm角の点状ブロック等を敷設したもの	同左	 具体的な整備内容 ・水栓金具は、レバー式、センサー式等、操作が容易なものとする。 ・下図のように、15cm角の点状ブロックを2枚敷設する 

	《条例第 25 条第 7 項》 《条例第 25 条第 8 項》	《条例 別表 2 第 4 項第 6 号》 《条例 別表 2 第 4 項第 7 号》	
(7) ベビーチェア	・ベビーチェアその他乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を 1 以上（男女の別がある場合は、それぞれ 1 以上）設けること。 ・ベビーチェア等が設置されている旨を表示した JIS 規格の標識を、便所の出入口付近に掲示すること。	・ベビーチェアその他乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を 1 以上（男女の別がある場合は、それぞれ 1 以上）設けること。 ・ベビーチェア等が設置されている旨を表示した標識を、便所の出入口付近に掲示すること。	 具体的な整備内容 ・法対象は、JIS 規格の標識を設置する。 ＜解説・補足＞ ・誰もが認識しやすいよう、条例対象においても、標識は JIS 規格とすることが望ましい。
	条例 別表 1 により該当するもの 《条例 別表 2 第 4 項第 2 号》 《令 19 条に規定する標識に関する省令》	《条例 別表 2 第 4 項第 2 号》	
(8) オストメイト 対応設備	・オストメイト対応設備を設けること。 ・オストメイト対応設備が設置されている旨を表示した JIS 規格の標識を、便所の出入口付近に掲示すること。		 具体的な整備内容 ・JIS 規格の標識を設置する。 ＜解説・補足＞ ・便房と一体になった簡易型オストメイト対応設備での代用は不可とする。 ・誰もが認識しやすいよう、任意でオストメイト対応設備を設置した場合においても、標識は JIS 規格とすることが望ましい。
	《令第 14 条第 1 項第 2 号》 《令 19 条に規定する標識に関する省令》		

< 2 > 努力基準一覽

努 力 基 準	
箇 所 (番号は表＜１＞に合わせて います)	内 容
(2) 車椅子使用者用便房	◎階ごとに、車椅子使用者用便房及びオストメイト対応設備を１以上（男女の別がある場合はそれぞれ１以上）設ける。 ◎車椅子使用者用便房の数は、当該階の便房の総数が 200 以下の場合は、当該便房の総数に 1/50 を乗じて得た数以上とし、当該階の便房の総数が 200 を超える場合は、当該便房の総数に 1/10 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上とする。 ○（条例対象であっても）出入口の幅は 85cm 以上とする。 ○靴べら式、光感知式その他の操作が容易な方式による便器の洗浄装置を設ける。

	○便房内の車椅子使用者が利用しやすい位置に、外部への呼出しボタンを設ける。 ○便房内に車椅子で手の届く高さに、手荷物置き台や小物◇衣類をかけるフックを設ける。 ○通路幅は 85cm 以上とする。
(3) 男性用小便器	◎階ごとに小便器（床置き式、壁掛式（受け口の高さが 35cm 以下のものに限る。）その他これらに類するもの）を 1 以上設ける。 ○各階 1 以上の小便器に手すりを設ける。 ○各階 1 以上の小便器の足踏み部分に、15cm 角の点字ブロックを設ける。 ○男児用小便器を設ける。
(4) 和式便器	○各階 1 以上（男女の別がある場合はそれぞれ 1 以上）の和式便器に手すりを設ける。 ○各階 1 以上（男女の別がある場合はそれぞれ 1 以上）の和式便器の足踏み部分に、15cm 角の点字ブロックを設ける。
(5) 腰掛便座を設けた便房 （車椅子使用者用便房 を除く。）	○各階 1 以上（男女の別がある場合はそれぞれ 1 以上）の腰掛便座に L 型手すりを設ける。 ◇複数の腰掛便座に L 型手すりを設ける場合、障害が身体の左右どちらにある人でも利用できるよう、L 型手すりの位置が左側と右側のものをバランスよく設ける。 ◇子供用便座を 1 以上（男女の別がある場合はそれぞれ 1 以上）設ける。
(6) 洗面器又は手洗器	○各階 1 以上（男女の別がある場合はそれぞれ 1 以上）の洗面器又は手洗器の足踏み部分に、15cm 角の点字ブロックを設ける。 ○各階 1 以上（男女の別がある場合はそれぞれ 1 以上）の洗面器又は手洗器にレバー式又はセンサー式等の水栓を設ける。 ◇車椅子で使いやすい高さや立位で使いやすい高さなど、高さの異なる複数の洗面器を設ける。
(7) ベビーチェア	○各階 1 以上（男女の別がある場合はそれぞれ 1 以上）に、ベビーチェア、ベビーベッドを設ける。 ◇ベビーチェアは、保護者の手が届く範囲で、乳幼児の顔を見ることができるところに設ける。
(8) オストメイト対応設備	◇ストーマ（人工肛門◇人工膀胱）装置を交換する際に腹部を洗浄することがあるため、お湯の出るシャワーを備えた「汚物流し」を設ける。 ○用途面積が 10,000 m²以上の建築物の場合、便所内（男女の別がある場合はそれぞれ 1 以上）に、オストメイト対応設備を設ける。
○その他	○足踏み部分に 15cm 角の点字ブロックを設けた小便器、和式便所、洗面器又は手洗器を有する便所の入口には、触知図案内板を設け、その前の床には、点状ブロック等を敷設する。 ○男性用便所及び女性用便所を並べて設ける場合には、向かって左側を女性用便所とする。 ○用途面積が 10,000 m²以上の建築物の場合、便所内（男女の別がある場合はそれぞれ 1 以上）に、大人用介護ベッドを設け、便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を設ける。

<<2>の凡例:◎…建築物移動等円滑化誘導基準

○…条例規則

◇…その他の望ましい基準

※ 条例等で既に規定している基準及び告示による緩和は省略しています。

オストメイト

参考図は P 8 2

直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障害を負い、手術によって人工的に腹部へ人工肛門や人工膀胱の「排泄口（ラテン語でストーマ）」を造設した人を「オストメイト（ostomate）」といいます。

オストメイトは、便や尿を一時的に溜めておくための「袋（パウチ）」を装着しており、一定時間ごとに溜まった排泄物を捨てる必要が生じるため、この際にパウチや腹部を洗浄するための設備が必要となります。国内には、約 20 万～30 万人のオストメイトがいると言われています。

オストメイトのパウチの洗浄



オストメイト用設備の案内用図記号



< 3 > 共用の便所の種類及び規模等

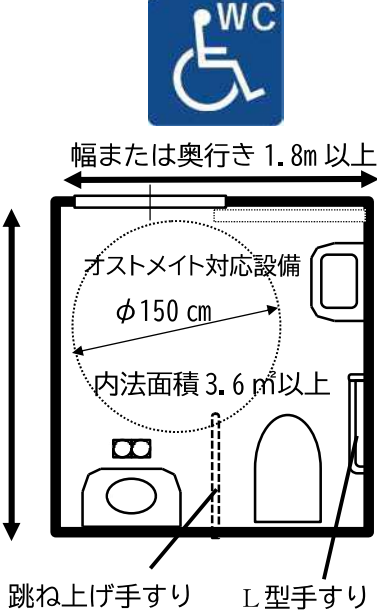
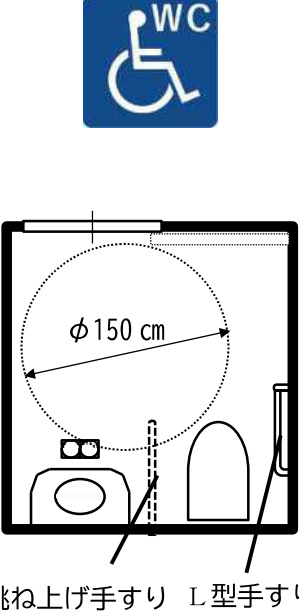
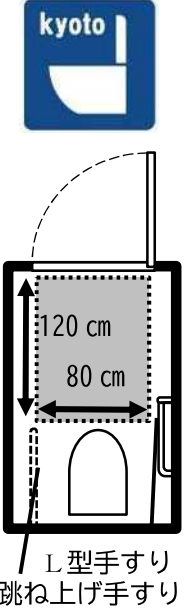
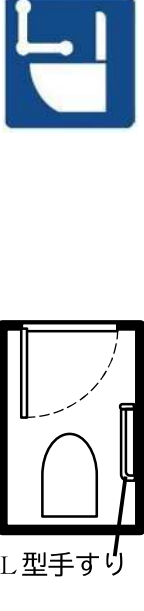
	法対象 (特別特定建築物)	条例対象 (特定建築物)		
	A 基準	B 基準	C 基準	D 基準
便 房 の 図	 幅または奥行き 1.8m 以上 オストメイト対応設備 φ150 cm 内法面積 3.6 m² 以上 跳ね上げ手すり L 型手すり	 φ150 cm 跳ね上げ手すり L 型手すり	 120 cm 80 cm L 型手すり 跳ね上げ手すり	 L 型手すり
便 房 の 構造	腰掛便座、L 型手すり及び跳ね上げ手すり、オストメイト対応設備等が適切に配置されていること。	同左	同左	腰掛便座及び L 型手すりが適切に配置されていること。
便 房 の 規模	便房の幅又は奥行きが <u>180cm 以上</u> 、かつ、内り面積が <u>3.6 m² 以上</u> であること。 車椅子使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されていること。	同左	車椅子使用者が便座に移乗するために必要な空間が確保されていること。	
出入口	出入口の扉の有効幅員が <u>85cm 以上</u> であること。 出入口の扉は引き戸（構造上やむを得ない場合にあっては、外開き戸）とし、車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とすること。	出入口の扉の有効幅員が <u>80cm 以上</u> であること。 同左	同左	
標識	車椅子使用者用便房の標識（JIS 規格）が設置されていること。	車椅子使用者用便房の標識が設置されていること。		
適用 される 基準	法対象（特別特定建築物） 令 14 条第 1 項第 1 号、条例第 25 条第 2 項、第 3 項、告示 1496 号、令 19 条に規定する標識に関する省令			
	条例対象（特定建築物）別表第 2 第 4 項第 1 号			
	条例対象（特定建築物）別表第 2 第 4 項第 8 号による緩和			
	条例対象（特定建築物）別表第 2 第 4 項第 9 号による緩和			

図4-1 車椅子使用者用便房

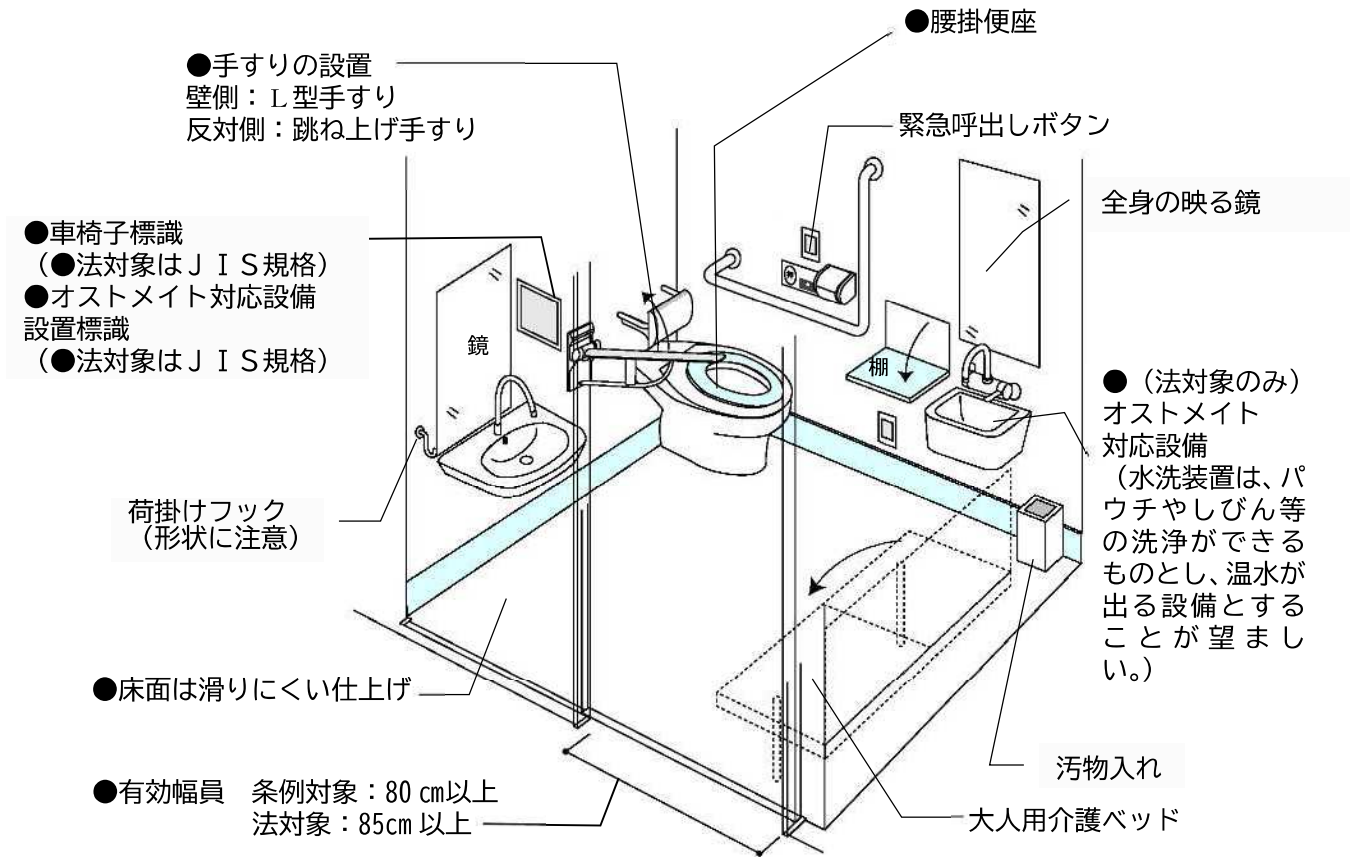
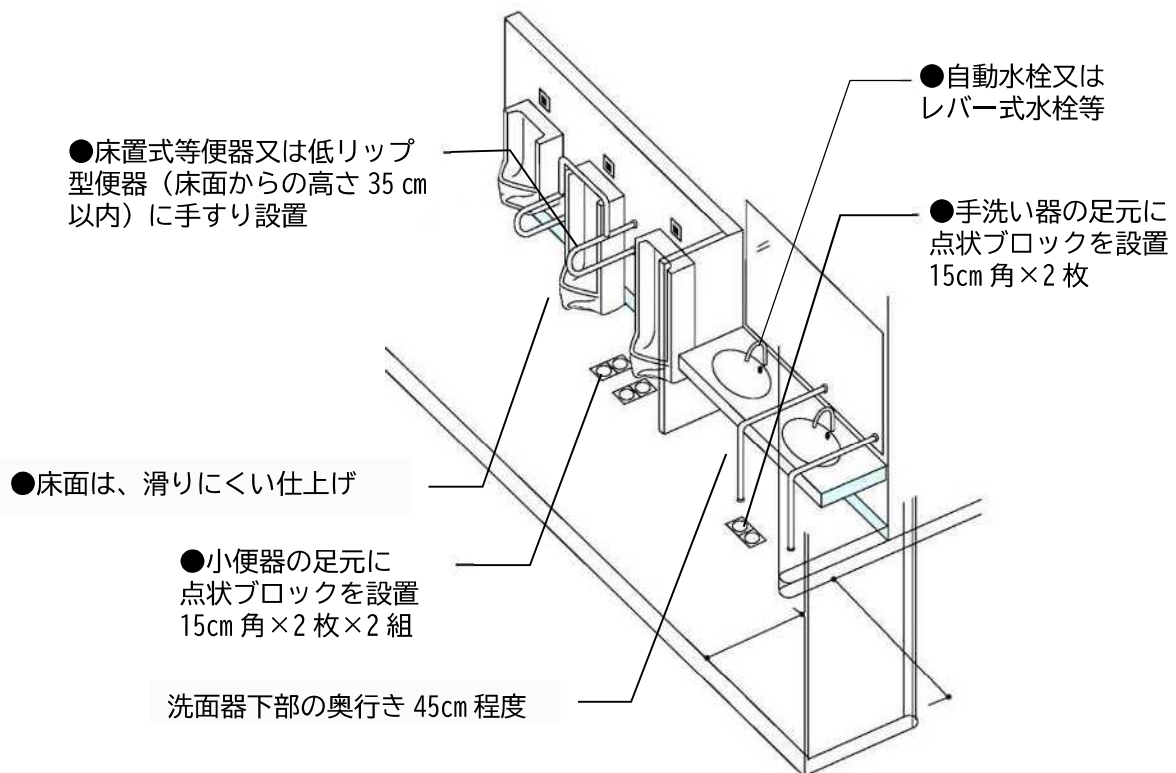


図4-2 一般便房



凡例 ●：義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

図4-3 車椅子使用者用便房の例(参考図)

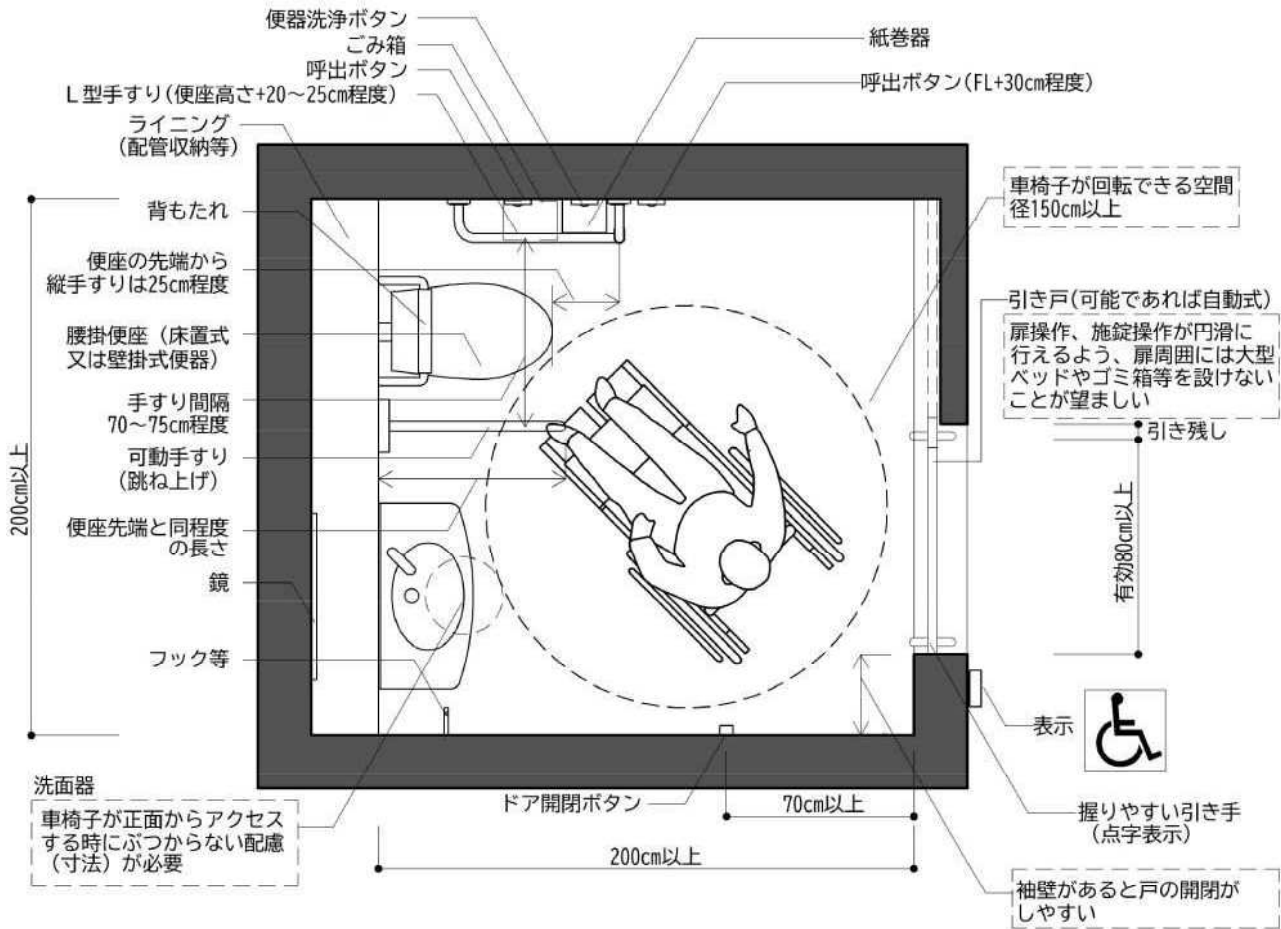
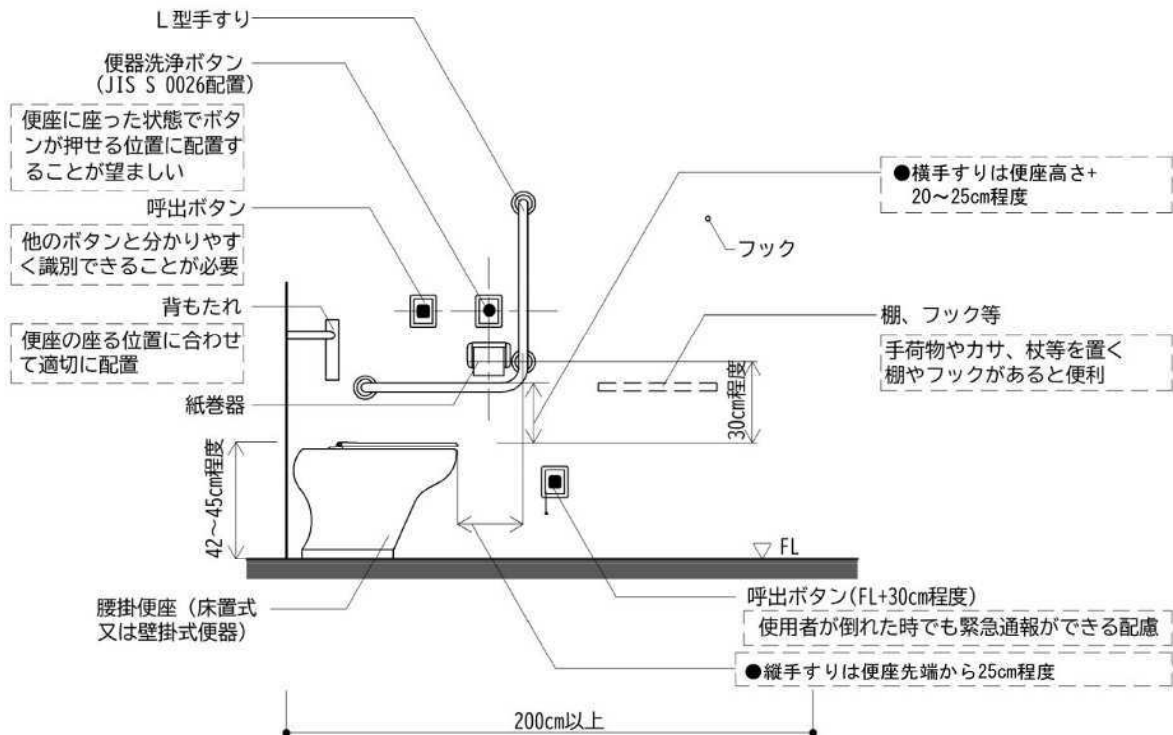
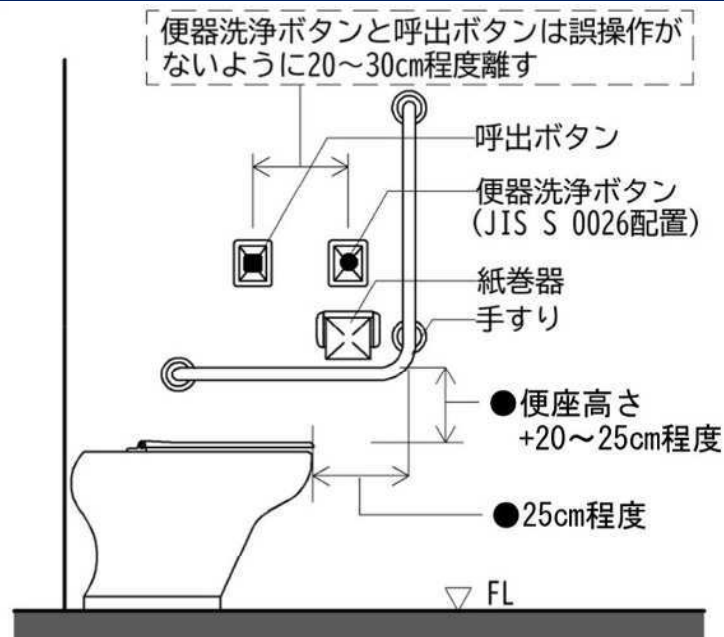


図4-4 L型手すりの設置位置



凡例 ●：義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

図4-5 便器洗浄ボタン等の標準配置例



(JIS S0026 による)

図4-6手すりを設置した洗面器の例(参考図)

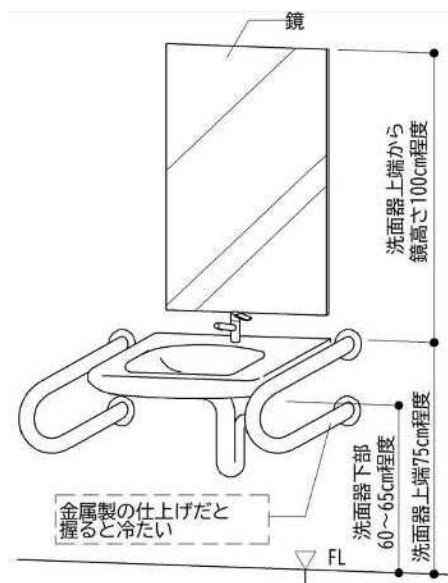


図4-7 車椅子使用者が利用しやすい洗面化粧台の例(参考図)

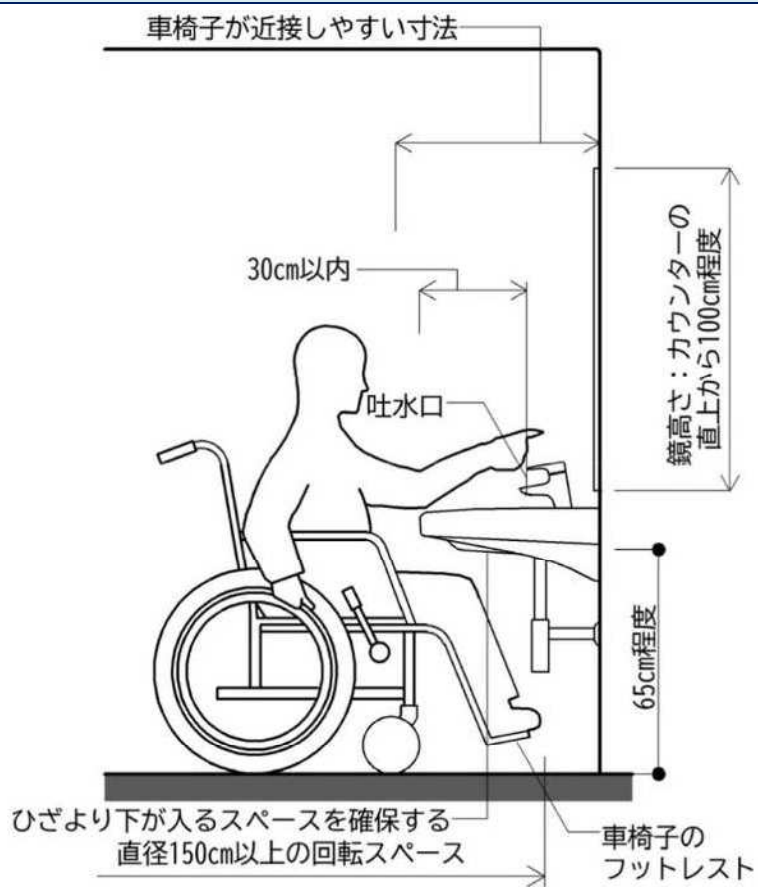
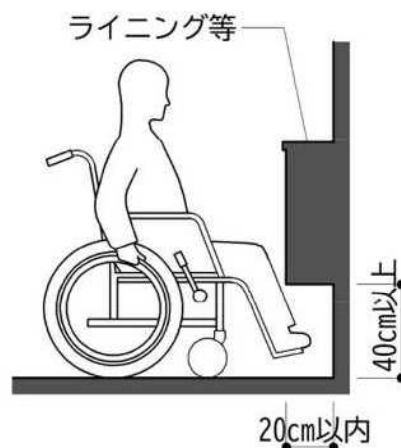
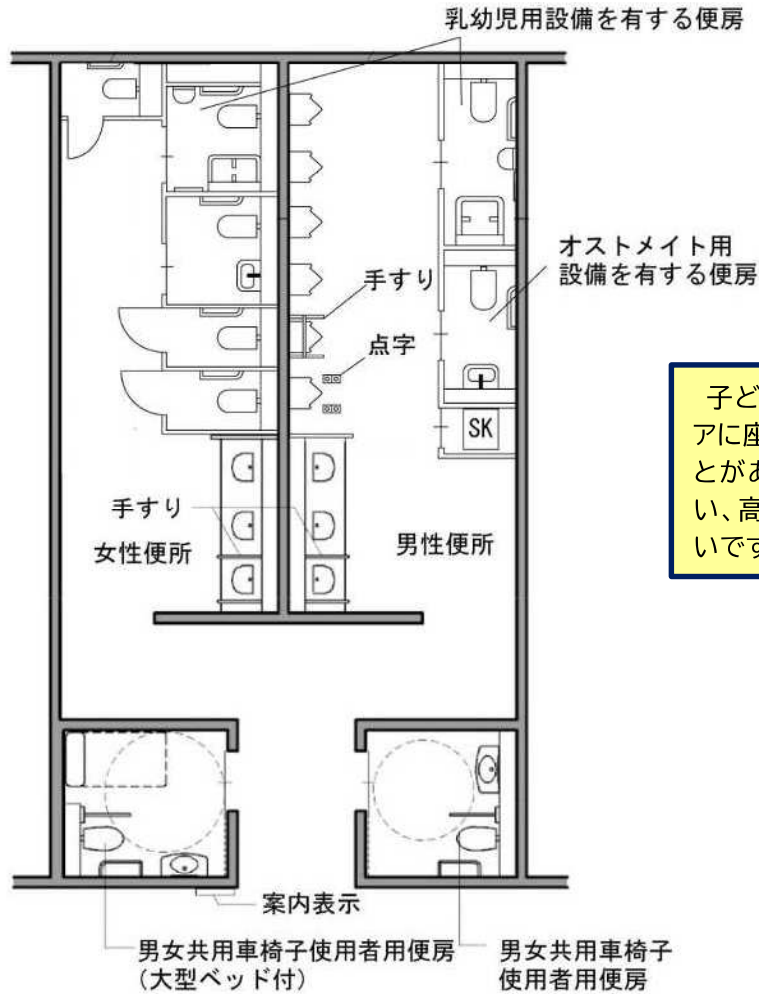


図4-8 車椅子使用者の足元に配慮したスペースの例
(参考図)



凡例 ●：義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

図4-9 便所・洗面所の例1(参考図)



子育て中の方の声

子どもと一緒にトイレに入った際、ベビーチェアに座った子どもが、勝手に鍵を開けてしまうことがあります。ですので、子どもの手が届かない、高い位置等にも2つ目の鍵を設置してほしいです。



図4-10 壁掛け式小便器の例

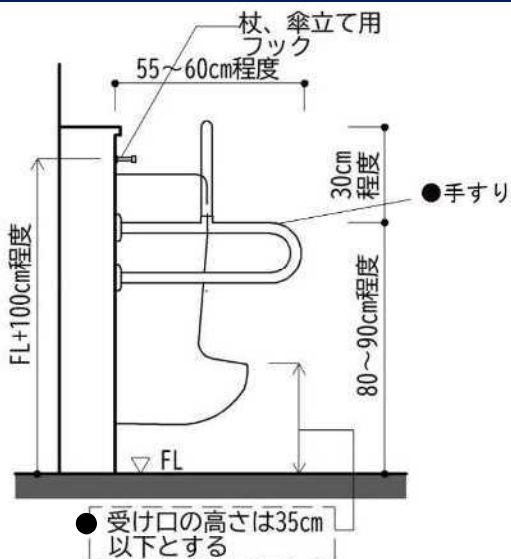
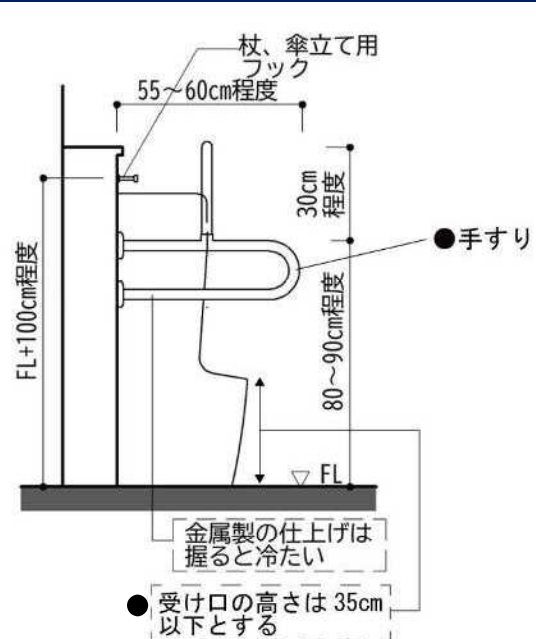


図4-11 床置き式小便器の例



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

図4-12 オストメイト対応設備を有する便所の例（参考図）

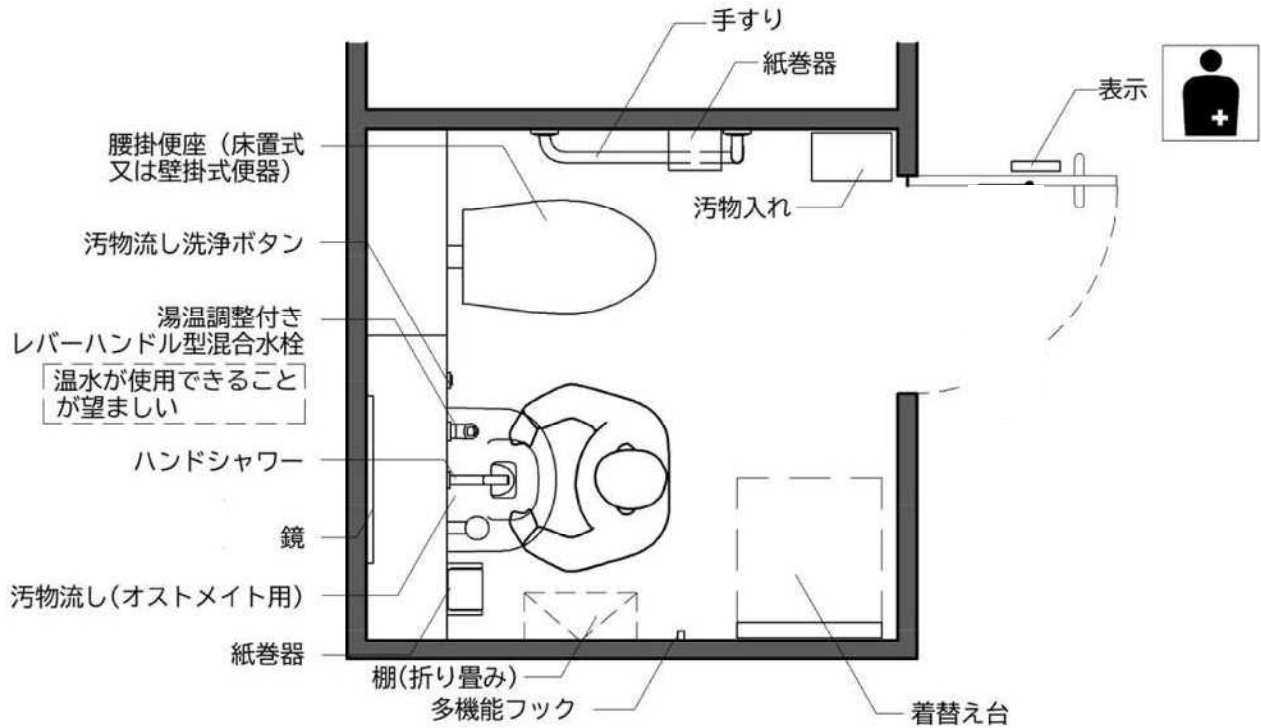
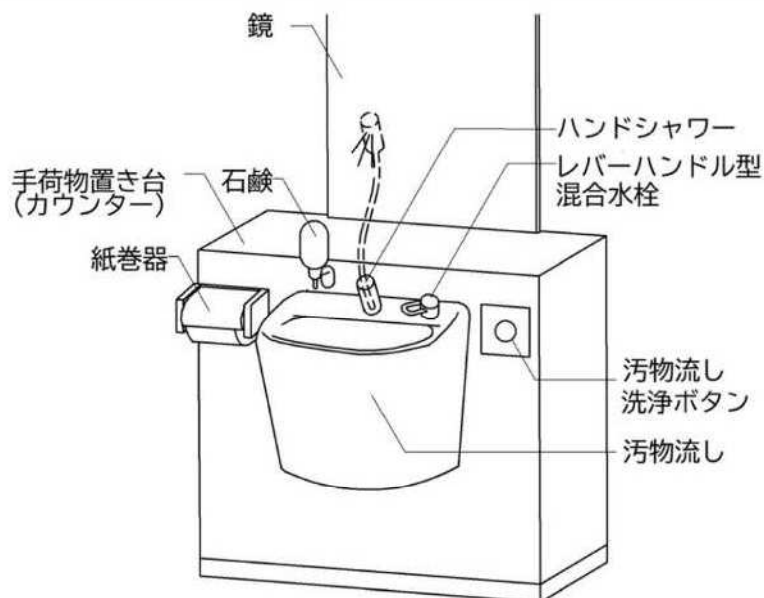


図4-13 オストメイト対応設備の例（参考図）



凡例 ●：義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

5 浴室等

基本的な考え方

浴室等は、高齢者や障害のある方等にとって、転倒などの危険の大きな場所です。

また、体調の急変による事故も多く発生する場所であるため、事故防止や安全に配慮した計画が必要です。

そのため、車椅子を使用されている方が利用する場合、脱衣室、洗い場、浴槽への一連の動作が円滑に行えるよう留意してください。



< 1 > 整備基準一覧

整備対象	● 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（用途によっては、多数の者）が利用する浴室等が対象です。 ● 浴室等には、浴室、シャワー室のほか、脱衣室、更衣室を含みます。 ● プール、運動施設等に附属するシャワー室等も対象です。
------	---

施設 箇所	● 整備基準		具体的な整備内容と 解説・補足
	法対象 (特別特定建築物)	条例対象 (特定建築物)	
(1) 表面の 仕上げ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 ≪条例 26 条第 1 項≫	同左 ≪条例 別表 2 第 5 項第 1 号≫	🔊 具体的な整備内容 ・表面は、滑りにくい仕上げとする。
(2) 浴槽 シャワー 手すり	浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。 ≪条例 26 条第 2 項第 1 号≫	同左 ≪条例 別表 2 第 5 項第 2 号ア≫	🔊 具体的な整備内容 ・浴槽まで車椅子で寄り付ける構造とする。 ・以下の全ての箇所に手すりを適切に設置する。 ① 洗い場（1 以上のブース）に縦手すり ② 浴槽の出入り部分に縦手すり ③ 浴槽内での立座り・姿勢保持等に握る部分に横手すり < 解説・補足 > ・浴槽まで寄り付ければ、家族等の介助により入浴できる車椅子利用者も多いため、寄り付けるスペースの確保は重要である。 ・浴槽内に段を設ける場合は、湯船内でも段差が認識しやすい安全な形状とする。 ・身体障害者や視覚障害者等の利用を踏まえ、1 以上の洗い場まで、手すり誘導することが望ましい。

(3) 利用しやすい空間	車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保すること。 ――― ≪条例 26 条第 2 項第 2 号≫	同左 ――― ≪条例 別表 2 第 5 項第 2 号イ≫	 具体的な整備内容 ・原則、浴室内及び脱衣室の両方において、直径 150 cm の円が内接する空間をそれぞれ確保する。 <解説・補足> ・脱衣室も「浴室等」の一部として扱うため、車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間（直径 150 cm の円が内接する空間）を確保する必要がある。 ・小規模な浴室等で、浴室内に直径 150 cm の円が内接する空間を確保できない場合は、脱衣室内に直径 150 cm 以上の円が内接する空間を確保し、浴室内には、車椅子使用者が入ったうえで扉を閉められる空間を設ける。 ・公衆浴場やホテル・旅館、老人デイサービス等の施設の浴室・脱衣室は、利用居室と扱う。このため、これらの浴室に至るまでの経路は、「9-1 道等から利用居室までの経路」（P 1 2 9）の規定を満たすこと。
(4) 出入口の幅	出入口の幅は 85cm 以上確保すること。 ――― ≪条例 26 条第 2 項第 3 号ア≫	出入口の幅は 80cm 以上確保すること。 ――― ≪条例 別表 2 第 5 項第 2 号ウ（ア）≫	 具体的な整備内容 ・出入口の有効幅員は、法対象：85cm 以上、条例対象：80 cm 以上とする。
(5) 戸の構造	・戸を設ける場合は、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。 ・戸の前後に高低差がないこと。 ――― ≪条例 26 条第 2 項第 3 号イ≫	同左 ――― ≪条例 別表 2 第 5 項第 2 号ウ（イ）≫	 具体的な整備内容 ・水仕舞のために、やむを得ず戸の前後に段差が生じる場合でも、その高低差は 2 cm 以下とする。（「9-2 道等から居室等までの経路（出入口等）」P 1 3 3 を参照） <解説・補足> ・車椅子で前向きに段差を乗り越える場合、段差が大きいと前輪が段に対して横向きになり、前に進めなくなるおそれがあるため、2cm 以下の段差とすること。また段の角をおとす（すりつけ、面取り、スロープ等）ことが望ましい。

< 2 > 努力基準一覧

努 力 基 準	
箇 所 (番号は表< 1 > に合わせています)	内 容
(1) 表面の仕上げ	◇水に濡れた状態でも滑りにくい仕上げ及び材料を採用する。
(2) 浴槽 シャワー 手すり	○浴室の出入口から1以上の浴槽及び洗い場までの床面には、段差を設けない。 ○浴室にあっては、浴槽に出入するための傾斜路又は階段を設ける。 ◇脱衣室には衣服を着脱しやすいよう、着脱衣用ベンチ（長さ180 cm以上、高さ40～45 cm程度）を設ける。 ◇車椅子使用者が浴槽に移動しやすいように移乗用腰掛台等を設ける。 ◇シャワーは、サーモスタット付き水栓を採用する。 ◇車椅子使用者の手の届きやすい位置に、浴室内事故が発生した際に外部の者と連絡できる、インターカム等の緊急連絡装置を設ける。
(4) 出入口の幅	○（条例対象であっても）出入口の幅を85cm以上とする。

< 2 > の凡例：◎…建築物移動等円滑化誘導基準 ○…条例規則 ◇ …その他の望ましい基準

※ 条例等で既に規定している基準及び告示による緩和は省略しています。

図5-1 浴室

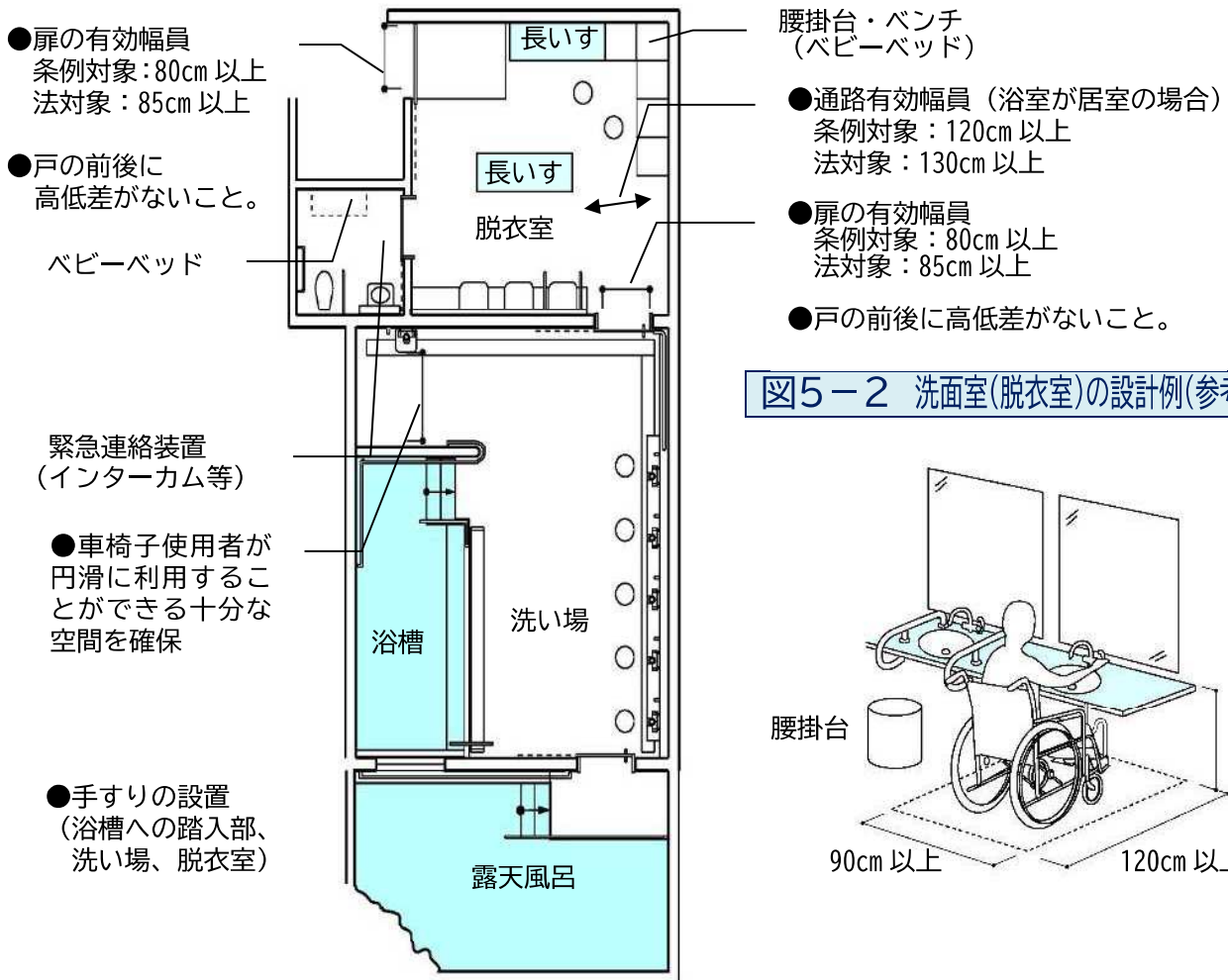
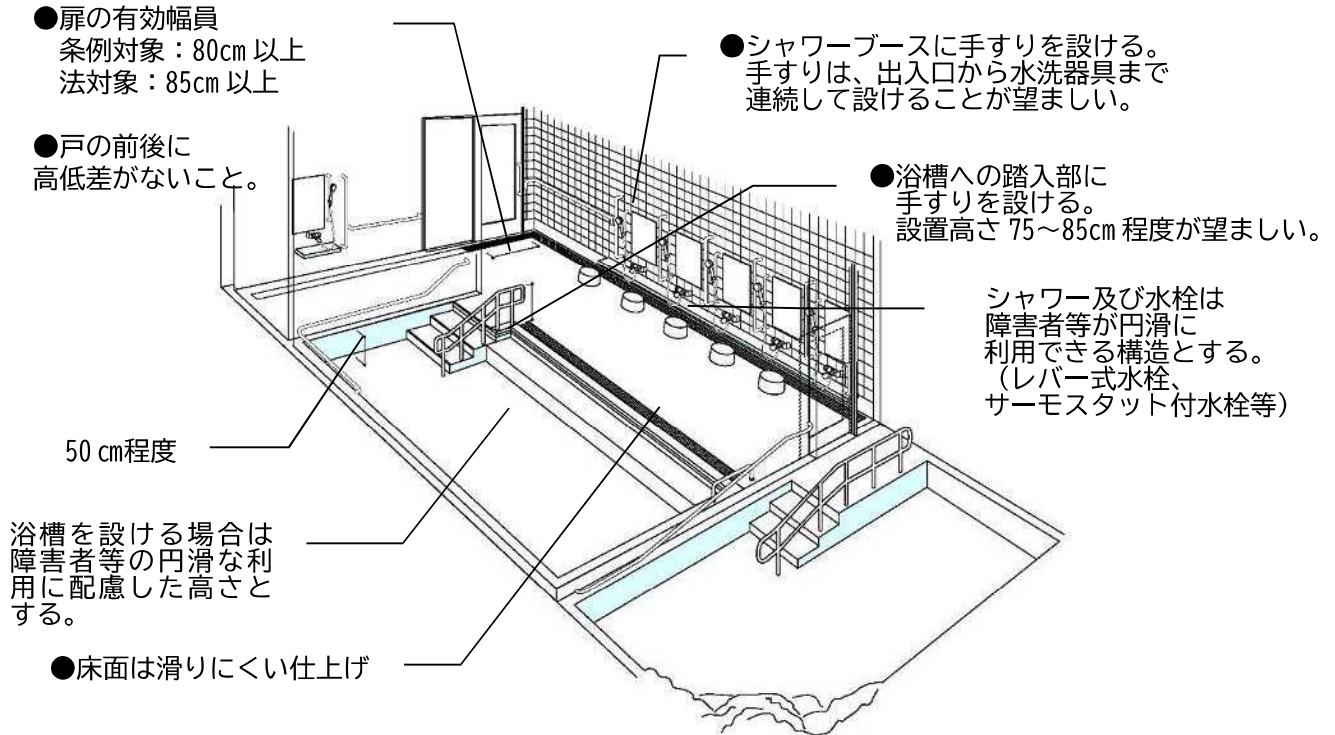
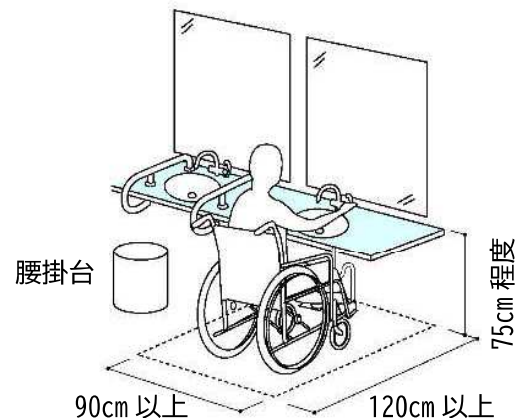


図5-2 洗面室(脱衣室)の設計例(参考図)



凡例 ●：義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

図5-3 シャワー室

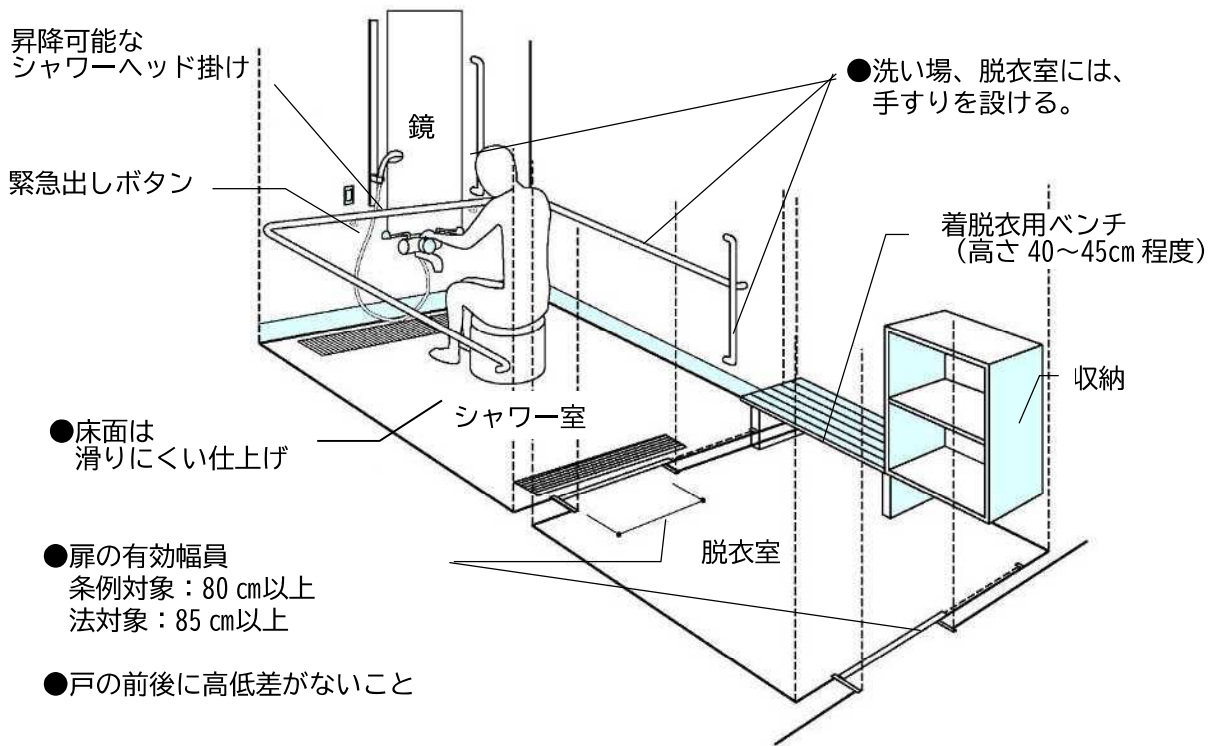


図5-4 水洗及び手すりの高さの例(参考図)

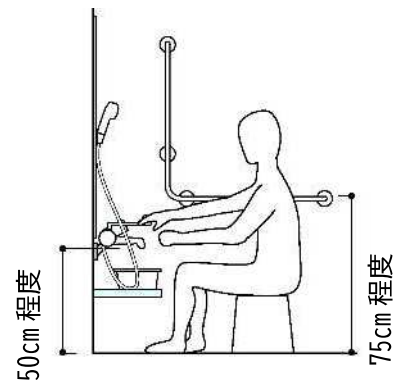
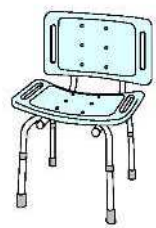


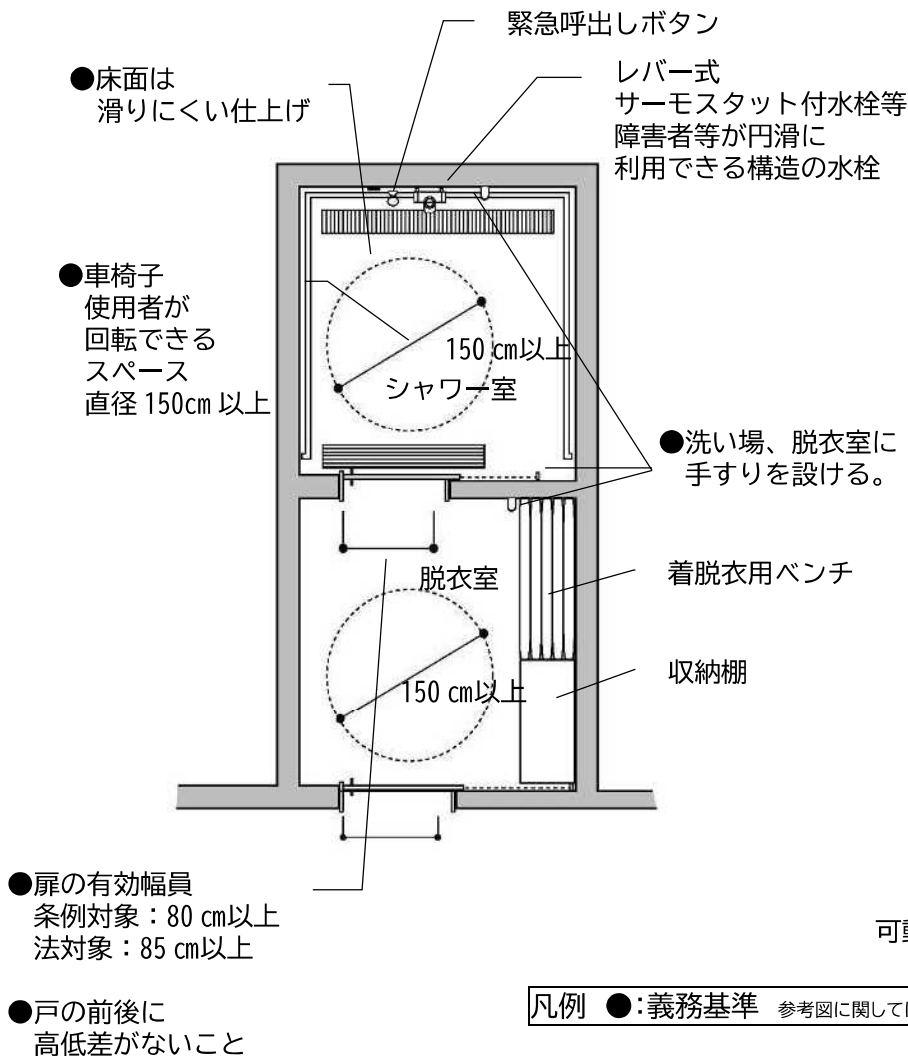
図5-5 高齢者、身体障害者等に使いやすい器具の例(参考図)



可動式シャワーベンチ



シャワーチェア



凡例 ●：義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。